

●香川県告示第538号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成21年11月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 指 定 番 号 中土指道 第10号
- 2 指 定 年 月 日 平成21年11月12日
- 3 指定道路の位置 善通寺市金蔵寺町字六条1293番10、1323番4及び同地先農道水路
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 5.00メートル及び5.15メートル
延長 65.28メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。